

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり指定管理者監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月25日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

一般財団法人新庄市体育協会の令和元年度の施設管理に関する事務のうち、市体育館の利用料金の過誤徴収金還付事務及び利用料金の収受について

2. 監査の期間

令和2年3月10日から令和2年3月19日まで

3. 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

市体育館の利用料金の過誤徴収金還付事務及び監査期日現在の利用料金の収受について監査した結果、関係書類は計数的に正確であり、業務の執行についても概ね妥当であった。